

**岩手県地域おこし協力隊受入拡大セミナー等  
開催業務**

**業務仕様書**

**令和 2 年 8 月**

**岩手県ふるさと振興部地域振興室**

# 岩手県地域おこし協力隊受入拡大セミナー等開催業務 仕様書

## 1 本業務の概要

本事業は、地域おこし協力隊を受け入れる自治体の担当者や、地域おこし協力隊を支援する団体等を対象として、協力隊の力を最大限引き出すにはどうしたら良いか、それを地域の力に還元するにはどうしたら良いかを考えるセミナーを開催するものである。

## 2 業務内容

地域おこし協力隊を受け入れる岩手県内自治体の担当者や、地域おこし協力隊を支援する団体等を対象に、以下のセミナーを企画・開催すること。

(1) 次のアからオに掲げる内容の講義を実施すること。

ア 地域おこし協力隊サポート業務に精通した講師による事例紹介（隊員自身が抱えやすい悩みの紹介・解決事例の紹介）

イ 地域おこし協力隊の受入れにあたって自治体職員等が抱える課題（受入体制の構築、募集方法、活動期間中・退任後のサポート、自治体・地域との関係構築など）の解決方法の提案

ウ 地域おこし協力隊を支援する団体等による地域おこし協力隊の受入促進方法の提案

エ 地域おこし協力隊の力を引き出し、地域課題の解決につなげる手法の提案

オ 地域おこし協力隊を地域での定着につなげる手法の提案

(2) 開催日数 1日×4回（盛岡・県南・沿岸・県北の4広域振興局毎に各1回）

(3) 定員 各回15名程度

(4) 開催場所 4広域振興局の管内

(5) 開催方法

- ・ 会場は県内の4広域振興局管内の会議室等とし、集合研修の形式で実施する。なお、3密を避ける、ソーシャルディスタンスを確保する等、新型コロナウイルス感染症対策を講じること。
- ・ 講義は、原則としてリモートで実施すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、集合研修に参加できない参加者に対しては、WEB会議システムで配信を行う等の措置を講じること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、都道府県をまたぐ移動が制限された場合等においても、本セミナーを実施できる体制を確保すること。

### 3 企画提案書の作成等

#### (1) 企画提案書の作成

- ア コンペ参加者は、「1 本業務の概要」、「2 業務内容」に沿った内容で、かつ次の事項を明確にした企画提案書を作成すること。
  - (ア) 企画実施のコンセプト・全体イメージ
  - (イ) 具体的実施方法（業務内容毎に作成）
  - (ウ) 実施スケジュール
  - (エ) 業務の監理体制
- イ 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめること。
- ウ 企画提案は、コンペ参加者（共同提案にあつては当該共同体）1者につき1提案とすること。
- エ 企画提案に当たり、写真、記事、イラスト等を使用する場合は、その所有者、保有者等から承諾を得ること。
- オ 企画提案は、全て企画提案書に記載すること。
- カ 企画提案書にはページ番号を付すこと。

#### (2) 積算内訳書の作成

- ア 本業務の実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにした積算内訳書をA4判で作成すること。なお、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託予定額を超えないこと。
- イ 積算内訳書は任意の様式によるものとし、企画提案書と別冊で作成すること。なお、様式は任意とするが、岩手県知事あてに、参加者の商号又は名称、代表者職氏名を記載、社印及び代表者印を押印の上、提出すること。

#### (3) 企画提案書等の提出

- ア 企画提案書等の提出部数は、次のとおりとする。
  - (ア) 企画提案書 5部
  - (イ) 積算内訳書 5部
- イ 一度提出した企画提案書等は、これを書換え、引換え、撤回することができないものとする。

#### (4) 企画提案の無効

- 下記のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
  - ア 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する企画提案
  - イ 企画コンペ参加表明書を提出していない者からの企画提案
  - ウ 企画提案書等の提出期限到来後に提出された企画提案
  - エ その他、本実施要領に定める事項に反した企画提案

## 4 契約に関する条件

### (1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

### (2) 再委託の相手方

受託者は、4の(1)により本業務の一部を第三者に委託する場合には、当該委託の相手方を岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するよう努めなければならない。

### (3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

イ 県は、4の(2)により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる者があるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを請求することができる。

ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について請求を受けた日から10日以内に県に書面で通知しなければならない。

### (4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いが完了したときをもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上定める。

### (5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成13年3月30日岩手県条例第7号）を遵守しなければならない。